

第4章 発効したFTA - 経緯とこれまでの成果 -

著者	奥田 聡
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	19
雑誌名	韓国のFTA - 10年の歩みと第三国への影響 -
ページ	77-100
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00016995

第4章

発効したFTA

—経緯とこれまでの成果—

韓国は2003/2004年FTAロードマップで同時多発的なFTA推進を掲げて以来FTA締結を積極的に推進し、チリ、シンガポール、EFTAとの三つのFTAが完全発効し、ASEANとのFTAは商品およびサービスのみ部分的に発効した。これらの相手先の地理的分布から想起されるように、ここで取り上げるFTAは「大陸別橋頭堡」戦略に沿った各方面への布石としての性格を帯びる。特に、チリ、シンガポール、EFTAとのFTAはこの性格が強い。また、これらのFTAはそのあとに続くアメリカ、EUなど本格的な相手との交渉の予行演習としての性格を帯びている。それゆえ、これら四つの既発効FTAについては、これら自体が韓国にもたらす経済的メリットよりは、自動車など韓国の関心品目の関税減免を勝ち取ることや韓国の敏感品目であるコメや畜産品などをいかにしてFTAから除外するか、など将来につながる交渉技法の向上などに関心が向けられる傾向があった。

当初、経済的メリットに大きな関心が払われなかったとはいえ、最近になってこれらFTAの相手先との貿易量増大などの好影響などもあって、少しずつ経済的メリットに対しても関心が高まりつつある。2008年末現在、これら四つのFTAの締結相手との貿易は往復で1040億ドルに上り、韓国の対世界貿易の12.1%がFTAによってカバーされるに至った。最も早く発効した韓チリFTAは、発効以来5年が経過しようとしており、韓

国からの輸出が大きく増えるという良好な成果を収めている。最近では韓 ASEAN FTA が順次発効しているが、相手先の経済規模が次第に大きくなっていることや、韓国の主要投資先であることから、その効果が期待されるところである。

この章では、韓国がこれまで推進してきた FTA のうち、発効したものについてその経緯と、成果を検討できるものについてはそれを概観することにする。成果の検討に当たっては、動態的効果測定に困難があるため、静態的効果である関税引き下げについて重点を置くことにする⁽¹⁾。

第 1 節 韓チリ FTA

— 批准遅延に課題を残すも、発効後の実績大 —

韓国にとって、チリとの FTA は最も古くから着手し、また最初に締結された FTA でもある。1998 年 11 月 5 日、対外経済調整委員会はチリとの FTA 締結の推進を決定した。チリが当時から積極的に FTA を推進していて、同国との FTA が対南米貿易における橋頭堡、およびハブとしての機能が期待できること、そして韓・チリ両国の輸出入商品構成が補完的であること（韓国は工業製品、チリは天然資源中心）などを勘案しての決定であった。同月には韓・チリ両国間 FTA 推進について合意がなされた。2 回の高位級作業会議を経て 1999 年 9 月に両国間 FTA の正式交渉開始が合意された。同年 12 月のサンチャゴにおける第 1 次交渉を皮切りに正式交渉が始められたが、2000 年 12 月の第 4 次交渉（ソウル）の後交渉は一旦中断された。しかし、2001 年 10 月には韓国通商交渉本部長とチリ外相との間会談で交渉の再開で合意、第 5 回交渉が 2002 年 8 月にサンチャゴでもたれ、両国間の交渉が再開された。同年 10 月のジュネーブでの第 6 次交渉が最後の交渉となり、その席上でついに交渉が妥結、韓国最初の FTA が誕生することとなった。

しかし、韓チリ FTA は発効するまでに一層の紆余曲折を経なければならなかった。協定は 2003 年 2 月 15 日にソウルで正式署名された。チリ側

では同年8月に早くも批准同意案が下院を通過、翌2004年1月22日には上院も通過し、発効に向けての国内的手続きを完了していた。韓国側では2003年7月8日に批准同意案が国会に提出された。しかし、韓チリFTAの韓国における批准は極めて難航した。開放対象となったブドウなどの生産者はチリとのFTA署名後に自分たちが相当な被害を受けうることを知り、保守色の強い野党ハンナラ党や金大中政権時の与党民主党的の農村出身議員を動かして批准を阻止しようとした。本会議での批准同意案審議に入る前の12月26日、国会統一外交通商委員会は全体会議で韓チリFTA批准同意案を採決で可決した。しかし、議事は批准を阻止しようとした議員らの妨害により混乱を極めた⁽²⁾。その後批准同意案は本会議に上程されたが、12月29日の第1回採決で否決され、翌2004年1月8日の第2回、2月9日の第3回採決でも批准同意案は否決された。この間、1月4日に愼長範（シン・ジャンボム）駐チリ大使が国会議員あてに韓チリFTA批准を要請する公開書簡を送るという異例の行動まで取っている。これはチリ側の苛立ちを考慮してのことであった。署名後1年が経過した2月16日の第4回採決で、批准同意案は賛成162票、反対71票でようやく可決された。両国での批准を受け、2004年4月1日に韓国初のFTAである韓チリFTAは正式に発効した。同FTAの論議開始以来5年5カ月が経過していた。

韓チリFTAの批准過程におけるもたつきぶりは、韓国のFTA推進における国内対策の不十分さを改めて示した。これを教訓に国内体制の整備が進められたことは上述の通りである。韓国の2005年外交白書は韓チリFTA締結の経験を次のように総括した。

「わが国初のFTAである韓チリFTAはなによりも貴重な学習の場となり、この経験が今後推進される同時多発的なFTA交渉において貴重な資産として用いられるであろう。」（外交通商部 [2005: 147]）

韓チリFTAの譲許内容を見ると、両国の10年以内における関税撤廃は品目数基準でそれぞれ96%に達する。韓国側は協定発効と同時に9740品目（87.2%）の関税を撤廃した。工業製品のほとんどの関税を即時撤廃する一方で、農産物の即時関税撤廃は224品目（農産物品目数の15.6%）

にすぎない。関税が撤廃されることになった農産物の多くは完全撤廃が5年から10年後という年限付きのものであり、783品目（54.8%）に達する。5年後に関税が完全撤廃された品目はワラビ、バラ、豆腐、ワインなどであり、10年後に関税が完全撤廃される品目はトマト、豚肉、キュウリなどである。関税撤廃が約束されない残存品目も多くある。韓国農民の反発が強かったブドウは韓国の農閑期（11月から翌年4月）のみ関税減免される季節関税の対象となり、一定数量の範囲内で関税を減免する関税割当の対象となったものには牛肉、鶏肉などがある。また、WTOでの合意形成後に議論することとなったものにニンニク、タマネギ、唐辛子、酪農製品などがあり、コメ、リンゴ、ナシなどは除外品目となるなど、韓国の敏感品目についてはその多くがうまく回避されている。農産物の残存品目の総数は425品目（29.6%）に上る。

一方、チリ側の譲許案をみると、工業製品の開放に消極的で農産物の開放に積極的という、韓国とは正反対の開放パターンを取っている。チリの即時撤廃品目数は2450（41.8%）で、そのうち工業製品は1478品目（工業製品の30.6%）にすぎないが、農産物は677品目（92.9%）の関税を即時撤廃した。工業製品のうち、年限付き関税撤廃品目は3338品目（工業製品の69.1%）に上り、具体的にはポリエチレン、輸送用車両（以上5年）、蓄電池、掃除機（以上10年）、鉄鋼、繊維・衣類（以上5年据置、8年撤廃）などが挙げられる。例外品目の例としては洗濯機と冷蔵庫、中古タイヤがある。

協定発効後の効果をみると、両国間の貿易規模が飛躍的に増大していることがわかる（表1）。貿易総額は、FTA発効前（2003年）と発効5年目（2008年）とで比較して4.55倍の伸びを記録、この間の対世界貿易額の伸びの2倍近くの速さで両国間の貿易が伸びたことになる。チリ市場での韓国のシェアは輸出入、貿易総額いずれも6位で、チリの輸入に関しては8位の日本を上回る。

韓国は対チリ輸出を順調に伸ばし、発効5年目（2008年）の輸出額は30億3200万ドルで、FTA発効前（2003年）に比べ5.86倍となった。FTA発効当初には関税が即時撤廃された自動車、家電の輸出が好調で、

表1 対チリ貿易総括

	貿易額 (100万ドル)			
	輸出	輸入	貿易総額	貿易収支
2003	517	1,058	1,575	-541
2005	1,151	2,279	3,430	-1,128
2008	3,032	4,127	7,159	-1,096
伸び (2008/2003, 倍)	5.86	3.90	4.55	
韓国の対世界貿易の伸び (同, 倍)	2.18	2.43	2.30	
韓国でのチリのランク (位)	33	24	29	
チリでの韓国のランク (位)	6	6	6	

(注) FTA 発効は 2004 年 4 月 1 日。

(出所) 韓国貿易協会ウェブサイト (<http://stat.kita.net>, 2009 年 2 月 1 日アクセス), および IMF, *Direction of Trade, Various Issues*.

チリにおける市場占有率の上昇が伝えられた。最近では関税が即時撤廃されなかった品目でも時間の経過とともに関税率が下がり、輸出の増加が目立つ品目も多い。表2に示されるように、石油製品、化学製品、鉄鋼製品など、チリ側が当初即時関税撤廃をしなかった品目の輸出が増えてきていることがわかる。特に、石油製品は2008年に価格が大きく上昇し、韓国の対チリ輸出額を大きく押し上げた。テレビや自動車など、FTA発効当初に輸出を伸ばした品目も引き続き好調を維持している。

チリが関税譲許を除外した品目の動向をみると、冷蔵庫と洗濯機の輸出の伸びは2003年から2005年、2005年から2008年のいずれの期間を取ってみても対チリ輸出全体の伸びよりも低調で、譲許除外の効果が見て取れる(表3)。

一方、韓国の対チリ輸入はFTA発効2年目(2005年)に22億7900万ドル、発効5年目に41億2700万ドルと、これも高い伸びを見せた(表4)。発効前(2003年)と比べ、発効5年目には3.90倍の伸びである。銅製品と銅鉱、パルプが輸入の大半を占めるが、銅製品は銅地金の価格上昇によって金額が急上昇し、発効後の輸入急増につながっている。このほか、銅製品に関しては素材関連製品特有の価格弾力性の高さもあって貿易転換効果(関税率の下がったFTA締約国からの輸入品が、関税率が据え置かれているFTA非締約国からの製品を代替すること)も加わっているもよう

表2 対チリ輸出増加が大きい主要品目（2005～2008年）

HS4 ケタ	品目名	2005年 輸出額 (1,000ドル)	2008年 輸出額 (1,000ドル)	増加額 (1,000ドル)	関税撤廃 年限（年）
	合計	1,151,001	3,031,843	1,880,842	
2710	石油製品	241,354	1,438,430	1,197,076	5
2807	硫酸	612	36,061	35,449	5
4011	ゴムタイヤ	17,889	33,242	15,353	5-13
7210	鉄鋼細幅フラットロール 製品	11,128	65,946	54,818	5-13
7308	鉄鋼製構築物	438	17,990	17,552	10
8402	蒸気発生ボイラー	19	45,387	45,368	5-10
8408	ディーゼルエンジン	2,861	18,624	15,763	0
8419	加熱等機器	1,021	13,801	12,780	5-13
8421	ろ過・清浄機等	1,207	23,131	21,924	5-13
8429	ブルドーザー	15,926	30,789	14,863	0-5
8517	電話機（含携帯電話）*	1,149	55,735	54,586	0-5
8528	モニタ、テレビ受像機	21,045	51,059	30,014	0
8544	絶縁電線	7,910	19,492	11,582	5-13
8703	乗用自動車	270,810	525,418	254,608	0
8704	貨物自動車	76,144	89,732	13,588	0
8708	自動車部品	26,466	38,835	12,369	0-13

（注） FTA 発効前の税率は6%。2005年から2008年にかけての輸出増加額が1000万ドルを超える品目を掲載。

* 2007年HSコード改正で、HS2002で8525（無線通信機器）に分類されていた携帯電話が8517に分類換えになった影響を含む。

（出所）韓国貿易協会ウェブサイト（<http://stat.kita.net>、2009年2月1日アクセス）。

表3 チリの除外品目の輸出動向

		冷蔵庫（HS8418）	洗濯機（HS8450）	対チリ輸出計
輸出金額 (1,000ドル)	2003	1,167	727	517,187
	2005	1,714	1,028	1,151,001
	2008	2,058	1,273	3,031,843
倍率（倍）	2005/2003	1.47	1.41	2.23
	2008/2005	1.20	1.24	2.63

（出所）表2におなじ。

ある（関税庁 [2006]）。貿易転換効果が発生しているその他の品目としてはワインがある。2008年の輸入額は2971万ドル（2005年対比2.50倍）で、韓国でのチリ産ワインのシェアは、イタリア、アメリカ産を抑え、フランスに次いで第2位に浮上した。店頭においても価格の割に品質がよいと好評のようである。

韓国内で憂慮されていた農産物輸入については、ブドウを除くと大幅な伸びを示す品目は特にない。チリからの農産物輸入の多くを占めていた豚肉は最近になって伸びが鈍り、2008年の輸入額は8807万ドル、2005年対比1.11倍の伸びにとどまった。キウイはFTA発効当初に輸入の急増が見

表4 チリからの主要輸入品目

HS コード	品目名	輸入額（1,000ドル）		倍率 (2008/ 2005年)	代表的な品目 の税率（%）		同関税 撤廃年限 (年)
		2005年	2008年		基準税率 (FTA前 の税率)	FTA 税率 (2009年)	
合計		2,279,172	4,127,351	1.81			
0203	豚肉	79,155	88,068	1.11	25	11	10
0303	冷凍魚類（主として鮭）	20,154	39,852	1.98	10	0	5
0806	ブドウ	19,158	64,217	3.35	45	20*	10
0810	その他果実（主としてキウイ）	7,996	3,964	0.50	45	20	10
2204	ワイン	11,884	29,713	2.50	30	0	5
2301	肉・魚粉（主として魚粉）	24,310	28,634	1.18	5	2	即時
26	鉱石・精鉱（主として銅鉱）	925,198	1,626,455	1.76	0	0	即時
2827	塩化物・ヨウ化物（主としてヨウ化物）	2,363	15,194	6.43	5	0	即時
2836	炭酸塩（炭酸リチウム）	5,572	30,671	5.50	5	0	即時
2905	非環式アルコール（主としてメチルアルコール）	137,583	64,023	0.47	2	0	即時
4407	木材	13,638	32,886	2.41	5	0	5
4703	化学木材パルプ	108,244	266,370	2.46	0	0	即時
7202	フェロアロイ（主としてフェロモリブデン）	1,030	57,840	56.16	3	0	即時
74	銅製品（主として陰極・陰極型材）	870,832	1,712,701	1.97	3	1	7

(注) * 11月から4月のみ適用される季節関税。

(出所) 表2におなじ。

られたが、2008年の輸入額は396万ドルで、2005年に比べて半減した。ブドウについては、協定批准当初の混乱の原因となった品目だけに、発効後の国内市場混乱が心配されたが、今のところ大きな混乱は見られていない。チリ産ブドウの関税は11～4月に限って引下げが行われるが、当初45%であった関税率は10年にわたって段階的に引き下げられ、2009年には20%にまで下げられた。2008年の輸入額は6422万ドル、2005年対比3.35倍の伸びをみせた。だが、チリ産ブドウの輸入急増にもかかわらず国内価格は堅調を維持している。2008年の国内のブドウの消費者価格は、FTA発効前の2003年に比べて23%上昇している。冬から秋にかけて果物のバリエーションが少なくなる季節に入ってくるチリ産ブドウへの需要が高く、消費者の間にもその購入が定着してきたことが背景にあるとみられる。

第2節 韓シンガポール FTA

韓シンガポールFTAは、韓国としてはチリに次ぐ2番目のFTAである。このFTAは、アジアの近隣主要国家との本格的FTAであり、アジアにおける橋頭堡作りの意味合い、特に後に締結される韓ASEAN FTAの先鞭をつけるものとしての意味合いを持つ。シンガポールは韓国にとって7番目に大きい貿易相手であり、周辺諸国のサービス・金融・物流など産業全般にわたるハブとして機能している重要な相手国である。このため、韓国が目指す包括的FTAがその真価をよりよく発揮できる相手ともいえる。また、現在韓国が掲げる「同時多発的FTA」政策の下で交渉が行われ、結実した初めてのFTAでもある。

韓シンガポールFTAは1999年9月のAPEC首脳会談で当時のゴーチェクトン・シンガポール首相が両国間FTAの締結を提案したことがそのはじめである。韓国がチリとのFTA交渉を事実上終えた2002年11月、シドニーで韓・シンガポール通商会談が持たれ、その席で両国間FTA締結のための「産官学共同研究会」発足が合意された。その後、発効に至る

までに要した時間が比較的短かったのが韓シンガポールFTAの一つの特色といえる。産官学研究会は3回の共同研究会合を経て、両国間FTA推進を薦めた最終報告書を2003年10月に発表した。これを受けて同月の韓・シンガポール首脳会談で両国間FTAの政府間交渉開始が宣言された。2004年1月の第1次交渉開催を皮切りに数回の実務協議を交えた5回の本交渉の末、2004年11月のラオスでのASEAN+3首脳会談の際、韓・シンガポール首脳会談でFTA交渉の実質的妥結が宣言された。対チリ交渉のときと違って、交渉が一旦開始された後には目立った中断期間がなく、交渉開始後約1年で妥結にこぎつけた。2005年8月4日に韓シンガポールFTAは協定文への正式署名がなされ、同年12月1日には批准同意案が早くも国会を通過し、2006年3月2日に発効した。

このFTAの締結過程が迅速に進行したのは、両国にとってさしたる障害がなかったことが主な要因といえる。シンガポールは自由貿易港であり、FTA発効前においても対韓輸用品には焼酎やビールなど酒類6品目へ除いて関税賦課が行われていなかった。また、農産物など韓国にとっての敏感品目での輸入圧力はそれほど強くなく、交渉過程においても韓国側の敏感品目についてシンガポールが理解を示していた。こうした構図は比較的短期間で交渉がまとまった日シンガポールEPAと類似している。

協定内容をみると、概して韓国側の譲許の少なさが目立つ。商品貿易では、シンガポールは全商品について即時関税撤廃したのに対して、韓国が関税を即時撤廃するのは6724品目(59.7%)に留まった。5年撤廃がアスファルト、電気アイロン、コーヒー、チョコレート、塩蔵魚、魚類缶詰を含む2009品目(17.8%)、10年撤廃が塩安、電動機、イチゴ、ジャガイモ、山芋、高麗ニンジン、酒類、冷凍タラ・サバ、製材など1582品目(14.1%)である。除外品目は946品目(8.4%)に上る。除外品目の例としては、揮発油、ボールベアリング、テレビなどの工業製品のほか、コメ、リンゴ、ナシ、タマネギ、ニンニク、牛肉などの農産品、養殖用活魚、熱帯魚などの水産品、合板、繊維板などの林産品がある。

サービス・投資譲許においても韓国側の譲歩はシンガポール側にやや見劣りする。サービス・投資の開放を行わない「留保」案件総数が韓国81

件に対して、シンガポールは64件であった。

その他の特徴としては、両国の域外加工品の原産地認定がなされたことが挙げられる。韓国はシンガポールの域外加工品の一部をシンガポール産認定(HS10ケタ基準で134品目)し、シンガポールは韓国側の関心の高かった開城工業団地など北朝鮮の工業団地製品の韓国産認定(HS6ケタ基準で4625品目)を行うこととなった。

韓シンガポールFTA発効後の両国間貿易の状況を見ると、予想に反して韓国側の出超となっている。(表5)。FTA発効前からシンガポールの関税がほぼゼロであるのに対して、韓国は工業製品(非農産物)においても平均6.6%(2007年)の関税を維持している。韓シンガポールFTAにおける韓国の関税譲許が比較的少ないとはいえ、韓国のシンガポールに対する障壁が段階的に解消されることによって韓国の対シンガポール輸入が増加することが予想されていた。

表5 対シンガポール貿易総括

	貿易額 (100万ドル)			
	輸出	輸入	貿易総額	貿易収支
2005年	7,407	5,318	12,724	2,089
2008年	16,293	8,362	24,655	7,931
伸び(2008/2005年,倍)	2.20	1.57	1.94	
韓国の対世界貿易の伸び(同,倍)	1.48	1.67	1.57	貿易黒字
韓国でのシンガポールのランク(位)	5	13	7	第5位
シンガポールでの韓国のランク(位)	7	10	8	

(注) FTA発効は2006年3月2日。

(出所) 表1におなじ。

韓シンガポールFTA発効前からシンガポールはほぼ関税がゼロであったため、韓国からシンガポールへの輸出がFTAの影響を受けるとは考えにくい。発効前の2005年と発効後の2008年を比較してみると、韓国の輸出増加約89億ドルのうち、約8割は石油製品と造船の輸出増で説明できる。一方、韓国ではこのFTAの発効に伴って関税が引き下げられているので、その影響があるかを確かめるべく、表6を作成してみた。ガラスやプリン

ターなどでは韓国での税率の下げと輸入の増加が連動しているようにみえるが、輸入の増加幅が大きい集積回路や石油製品はFTAの前後で税率に大きな変動がなく、FTAの影響は輸入においても鮮明には出ていない感がある。

表6 シンガポールからの主要輸入品目

HS4 ケタ	品目名	輸入額 (1,000ドル)			最恵国 実行関税 (単純平均, %)	韓シンガポール FTA 税率 (単純平均, %)
		2005年	2008年	増加額		
2710	石油製品	127,154	539,370	412,216	4.8	3.1
2910	三員環エポキシド等	55,025	121,141	66,116	5.0	1.6
3818	電子工業用ウエハー	4,355	77,955	73,600	0.0	0.0
7006	ガラス		84,514	84,514	4.8	0.0
8443	プリンター等	31,079	96,152	65,073	4.2	0.8
8486	半導体製造用機械*		44,572	44,572	3.5	1.0
8517	電話機	14,220	233,202	218,982	0.6	0.2
8523	光学ディスク等メディア	80,239	264,879	184,640	2.8	0.8
8542	集積回路	2,940,087	5,052,779	2,112,692	0.0	0.0
9032	自動制御用機器	37,842	80,139	42,297	6.5	1.7

(注) * HS2007にて新設。

(出所) 表1におなじ。

このFTAの効果が今ひとつ見えにくい理由としては、2007年以降順次発効している韓ASEANFTAの存在が挙げられる。シンガポールは韓ASEANFTAにも署名しており、2007年6月から発効している。韓国およびシンガポールの輸出者は韓シンガポールFTAまたは韓ASEANFTAのどちらか有利な方を使ってよい。だが、関税譲許に関しては、韓ASEANFTAのほうが除外品目は少なく、税率も平均的に見て約半分である。また、韓ASEANFTAでは、韓シンガポールFTAにはない原産地判定に関する累積規定(第4節で解説)がある。これにより、韓国からASEANに持ち込まれた製品はASEAN・韓国の域内にとどまっている限りは個別国での付加価値額は累積されてゆき、域内産認定を受けられる可能性が高まる。これに伴い、関税減免の恩恵を受けられる可能性も高まる。最近の韓国・シンガポール間の貿易にこの二つのFTAが影響を与えてい

ることは確かであろうが、その影響は複合的なものであり、どちらか一方の影響だけを分離することは難しそうである。

第3節 韓 EFTA FTA

2006年9月に発効した韓 EFTA FTA は、韓国にとって3番目の FTA であり、南米、アジアに次ぐヨーロッパ市場への橋頭堡の意味合いを持ち、特に韓 EU FTA の先鞭をつけるものとして位置付けられる。また、複数国を同時に相手にする交渉であり、その後の ASEAN や EU との交渉に対する予行演習的な役割も果たした。EFTA は EU に加盟しないヨーロッパ諸国をほぼ網羅していて、そのメンバーはスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの4カ国である。EFTA の1人当たり所得は6万6811ドル（2007年、GDP 基準）と非常に高く、経済規模は世界10位圏に属する。韓 EFTA FTA は、韓国にとって初の先進国との FTA である。2008年における相互間の貿易規模は66億5000万ドルで、EFTA は韓国にとっては30位内外の貿易相手であり、EFTA にとって韓国は22位の貿易相手（2007年）である。

韓 EFTA FTA は2000年7月に EFTA 側がその推進意思を表明したことに始まる。この後 EFTA 側は韓国との FTA 推進に積極的な態度を示し続けた。2004年5月14日の OECD 閣僚会議の際に開催された韓 EFTA 通商長官会談で両者間 FTA に関する産官学共同研究の開始に合意し、韓 EFTA FTA は妥当性検討段階に入った。同年10月13～15日の共同研究第2回会議で2005年初からの FTA 交渉開始と1年以内の妥結を勧告する共同研究報告が確定した。これを受けて、2004年11月12日に公聴会が開催され、同年12月9日には対外経済長官会議が韓 EFTA FTA の推進を決定した。同年12月16日、両者はジュネーブでの通商長官会議の際に2005年1月からの FTA 交渉開始を宣言した。本交渉は6カ月の間に4回行われ、同年7月12日に中国大連で行われた両者の通商長官会議の際に交渉妥結が宣言された。韓 EFTA FTA の交渉ではそれま

での交渉において蓄積された交渉ノウハウが生かされて、対シンガポール交渉よりも迅速な交渉経過をたどった。正式署名は2005年12月15日に香港で行われ、2006年6月30日には批准同意案が国会を通過、同年9月1日に発効した。

商品関税の譲許においては、農産物は加工農産物と基本農産物（加工していない農産物）に区分され、加工農産物に関する譲許は本協定に含まれ、基本農産物については韓国とEFTA加盟国との間での個別協定となっている⁽³⁾。本協定の譲許内容をみると、EFTA側は基本農産物を除く全品目で即時関税撤廃する。EFTA側の主要な高関税品目としては衣類・織物、貴金属製品、各種調製食品などであるが、これら品目も全面的に関税が撤廃され、韓国側の輸出増大が期待される。ただし基本農産物では適用除外が目立ち、スイス49%、ノルウェー39%、アイスランドでも33%（それぞれ品目ベース）が除外された。韓国側の発効10年以内における関税撤廃率は品目ベースで96.6%であり、韓チリFTAとほぼ同水準である。関税が即時撤廃されるのは8726品目（86.3%）で、工業製品については8568品目（91.1%）が該当する。一方、水産物、加工農産物の即時撤廃品目は少なく、それぞれ110品目（27.1%）、48品目（15.8%）に留まっている。

発効後10年以内の関税撤廃が約束されていない「残存品目」は、工業製品では原油・石油製品の29品目（0.3%、3年後再検討）、水産物78品目（19.7%、うち除外は海苔・ワカメなど47品目。その他はサケ・マス活魚24品目をはじめほとんどが今後再検討）となっており、加工農産物においては大半の235品目（77.3%）が残存品目となっている。加工農産物では関税引き下げ（10～50%）対象が187品目と残存品目の多くを占めるが、除外品目も高麗人参製品を含む48品目に上っている。基本農産物では1451品目中スイス66%、ノルウェー54%、アイスランドに対しても42%を除外した。主要な除外品目はコメ、肉類、酪農製品、調味料類などであるが、チーズ、ワイン、羊肉などは一定の譲歩を行っている。

このほか、韓EFTAFTAで特筆されるのは開城工業団地産品に対する韓国産認定であり、HS6ケタ基準267品目に対して認められた。

表7 対EFTA貿易総括

	貿易額 (100万ドル)			
	輸出	輸入	貿易総額	貿易収支
2005年	1,090	1,818	2,908	-728
2008年	2,520	4,138	6,658	-1,618
伸び (2008/2005年, 倍)	2.32	2.28	2.29	
韓国の対世界貿易の伸び (同, 倍)	1.48	1.67	1.57	
韓国でのEFTAのランク (位)	35	23	30	
EFTAでの韓国のランク (位)	21	22	22	

(注) FTA発効は2006年9月1日。

(出所) 表1におなじ。

表8 EFTAへの主要輸出品目

HS4ケタ	品目名	輸出額 (1,000ドル)		
		2005年	2008年	増分
8517	電話機*	2,403	67,511	65,108
8525	無線通信機器*	109,922	1,497	-108,425
8703	乗用自動車	359,046	158,814	-200,232
8901	船舶	280,082	863,683	583,601
8905	特殊船舶		975,919	975,919

(注) 2007年のHSコード改正により、携帯電話が8525から8517へ移動している。

(出所) 表2におなじ。

FTA締結後の貿易動向をみると、EFTAとの貿易総額の伸びは韓国の全世界向け貿易の伸びを上回っている(表7)。貿易収支はFTA発効前から赤字基調で、FTA発効後は韓国の赤字が増える状況にある。表8を見て分かる通り、韓国からの輸出の品目構成は比較的単純で、携帯電話、自動車、船舶など韓国の得意商品が上位に並んでいる。協定発効をはさんだ時期の輸出の伸びは船舶輸出の増加に主導されており、別の主力品目である携帯電話と自動車の輸出はやや不振であった。EFTA諸国の最恵国税率(MFN税率、通常第三国に対して適用される)は元来低く、FTA発効前においてもほぼ自由貿易が達成された状態であった(工業製品の2006年における貿易シェア加重平均税率はスイス1.2%、ノルウェー0.4%、アイスランド1.9%)。また、EFTA諸国では有税品目の多くに従量税を

採用しているためFTA発効前後の韓国からの輸出の伸びを検証するのが容易でない。一方、輸入は先進国からの輸入だけに多種多様であるが、概して機械・電機が多い。EFTA諸国の特色が出ていると思われる点としては、金（きん）、プラチナなどの貴金属、医薬品、携帯用時計（腕時計や懐中時計）などが主要品目に並ぶことである。韓シンガポールFTAに比べて、韓国の工業製品での関税即時撤廃が多い関係からFTA税率が大幅に低下しており、域外国に適用される最恵国実行関税と比べた関税引き下げ幅が大きい。表9に掲げた主要輸入品目においても4～8%であった関税がほぼゼロになっている。

表9 EFTAからの主要輸入品目

HS4 ケタ	品目名	輸入額（1,000ドル）			最恵国実行 関税 (単純平均, %)	韓 EFTA FTA 税率 (単純平均, %)
		2005年	2008年	増分		
2710	石油製品	24,777	188,554	163,777	4.8	0.3
3004	医薬品	91,881	187,029	95,148	8.0	0.5
7108	金（きん）	23,511	179,165	155,654	2.7	0.0
7110	プラチナ	1,869	89,553	87,684	3.0	0.0
7326	鉄鋼製のその他製品	13,935	131,424	117,489	8.0	0.0
8413	液体ポンプ	91,255	240,917	149,662	8.0	0.4
8414	気体ポンプ	64,394	125,346	60,952	7.8	0.5
8419	加熱等器具	15,535	81,482	65,947	7.3	0.3
8479	その他機械類	106,831	418,178	311,347	7.4	0.4
8481	コック・弁	32,362	91,675	59,313	8.0	0.2
8486	半導体製造装置		55,994	55,994	3.5	0.3
8537	電気制御用ボード・ パネル	21,251	182,409	161,158	8.0	0.0
9032	自動制御用機器	51,601	116,682	65,081	6.5	0.2
9102	携帯用時計	31,113	84,520	53,407	8.0	0.7

(出所) 表2におなじ。

第4節 韓 ASEAN FTA

－商品・サービスは発効、投資は発効待ち－

韓 ASEAN FTA は2007年4月2日に基本協定、紛争解決協定および商品貿易協定が国会で批准され、同年6月1日に発効した。同日以降順次締約国が履行を開始した。2008年11月1日にはカンボジアが履行を開始し、タイを除く商品貿易協定への署名国すべてが同協定を履行している(表10)。サービス協定については2009年5月1日に発効した。投資については同年6月2日に署名され、交渉は事実上終了した。

表10 韓 ASEAN FTA 商品協定の発効状況

国名	発効日
韓国	2007/6/1
インドネシア	2007/6/1
マレーシア	2007/6/1
シンガポール	2007/6/1
ベトナム	2007/6/1
ミャンマー*	2008/6/1
フィリピン	2008/1/1
ブルネイ	2008/7/1
ラオス	2008/10/1
カンボジア	2008/11/1
タイ	未発効 (2008/12/18 妥結)

(注) *ミャンマーでは国内手続きが遅延し、発効日以後の取引については後で協定税率を超える関税を還付の方針。

(出所) 韓国関税庁報道資料 (<http://fta.customs.go.kr/>, 2009年1月31日アクセス)。

ASEANは5億人の人口を擁し、中国、GCC(湾岸協力会議)、EUに次ぐ韓国第4の貿易相手である。1990年代半ば以降、韓国とASEANの間の貿易額は300億ドル台で推移していたが、同地域における所得の伸びや韓国の企業進出増加などを背景に、最近になって貿易額は急速な勢いで伸び、2008年の往復貿易規額は902億ドルに達した。このほか特筆されるのは急増する韓国側の貿易黒字で、中国や先進国との貿易が苦戦する中、貴重な黒字獲得源となっている。いまや巨大経済圏に成長したASEAN

とのFTAの韓国にとっての意義はますます大きくなっている。

日本はASEANとのFTAに先駆けて主要加盟国との二国間FTA締結を先行させているが、韓国の場合はASEAN会員国との二国間FTAは韓シンガポールFTAのみである。こうした交渉方式はASEANとのFTAを推進し、ASEAN加盟国との間の二国間FTAを持たない中国の方式に近い。

ASEAN側は1997年以來ずっと韓国とのFTA締結の希望を持ってきたという⁽⁴⁾。具体的な動きは2003年以降現れてきた。同年8月に対外経済長官会議が韓・ASEAN間のFTAに関する共同研究提案を決定し、2004年3～8月の専門家グループ会議でFTA推進が建議された。同年11月30日の韓ASEAN会議の場において2年以内の妥結を目標とした交渉開始が宣言され、翌2005年2月には第1回交渉が開始された。8回の交渉の末同年12月には商品自由化に関するモダリティ（方式）についての合意を見、包括的経済協力に関する基本協定（Framework Agreement）に関係国が正式署名した。2006年4月28日に終わった第11回交渉において商品貿易交渉が妥結、8月24日にタイを除く9カ国が商品協定に正式署名した⁽⁵⁾。サービス協定は2007年11月21日のASEAN首脳会議の際に署名された。また、その間タイは国内政治情勢が混乱していることや韓国がコメ市場開放を拒否していることを理由に商品協定の署名を見送ってきたが、2007年12月に「実務妥結」し、ほかの締結国がそれと関連した国内手続きに入った（外交通商部2008年1月11日報道資料）。直近の交渉は2009年4月8日に持たれた第25回交渉で、これが実質的に最後の交渉となるとみられる。

韓ASEANFTAでは、商品、サービス、投資の3部分の合意が別々の時期になされ、発効時期もそれぞれ異なり、また、同じ商品関税の部分でも各国の履行日がまちまちである。合意しやすい分野から実行に移し、徐々に対象分野を広げていくやり方であるが、これは発展段階に大きな開きがあるASEAN各国の合意を得るためにはその履行にあたって個々の締結国の事情に最大限配慮する柔軟性が必要であったことによる。こうした方式のFTAは、韓国のFTAのなかでもユニークである⁽⁶⁾。

商品分野においては、ASEAN10カ国と韓国の計11カ国を三つのグルー

プに分け、関税譲許類型も三つに分けた。締約国は①先行7カ国=韓国とASEAN6カ国：シンガポール・マレーシア・タイ・フィリピン・インドネシア・ブルネイ、②ベトナム、③後発3カ国=カンボジア・ラオス・ミャンマーに分けられて自由化年限に差をつけた。譲許類型はノーマルトラック品目と敏感品目に分かれ、敏感品目の中にはさらに超敏感品目を置いた。関税の早期撤廃（2010年まで）を目指すノーマルトラック品目は品目数・金額ともに90%以上が含まれ、先行7カ国は2010年までに関税を撤廃する⁽⁷⁾。ここで注意が必要なのは、必ずしも即時撤廃ではないという点であり、この点も他のFTAと異なる。ベトナムと後発3カ国についてはノーマルトラック品目の関税減免について先行7カ国に比べてそれぞれ6年、8年の猶予が認められる。敏感品目は品目ベースで7%以下⁽⁸⁾であり、先行7カ国は2012年初までに関税率を20%以下に引き下げ、2016年までには関税率を5%以下に減免する。ベトナムと後発3カ国についてはそれぞれ5年、8年の猶予が認められる。超敏感品目は品目数ベースで3%以下（もしくは200品目以下）⁽⁹⁾であり、保護の形態はグループAからEまでの5種類に分かれる。グループA、B、Cは関税引き下げのみの約束で、それぞれ最高税率50%、税率20%カット、税率50%カットを内容とする。履行年限は先行7カ国が2016年で、ベトナム、後発3カ国にはそれぞれ5年、8年の猶予が認められる。超敏感品目中、関税引き下げ幅が小さいグループBが最も数が多い。グループDは関税割当てであり、グループEは除外品目（HS6桁基準40品目まで）である。韓ASEANFTAの関税譲許においては、基本的に猶予・除外品目を輸入国がその国内事情に応じて選択できる。

第2節⁽¹⁰⁾（韓シンガポールFTA）でも述べたが、韓ASEANFTAのひとつの特色は、原産地規定に累積規定が設けられていることである。累積規定とは、FTAの締結国（韓ASEANFTAの場合は11カ国）で生産された原材料はすべて自国産とみなされ、原産地規定判定の際に付加価値基準が適用される場合には域内での付加価値すべてが累積されて自国産原材料コンテンツとしてカウントされる、という規定である。韓ASEANFTAに即していうならば、例えば、韓国企業がASEAN加盟国所在の中間工程を担当する企業に韓国産原材料を供給して、そこで加工度を上げた

中間財を引き取り、韓国でさらに最終加工した上で ASEAN 加盟国に販売するという取引を考えてみよう。加工段階が上がるごとに付いていく域内での付加価値をすべて自国で付加されたものとみなして累積計算していくので、加工段階が上がるに従って自国産認定の確率も高くなる。従って、最終製品販売時にかかる関税率は FTA に基づく特惠税率が適用される可能性が高くなる。この累積規定は、韓シンガポール FTA、韓 EFTA FTA、韓米 FTA にもあるが、締約国の数が多く、締約国域内における生産工程分化が進んでいる ASEAN においてもっともその活用が期待される場所である⁽¹¹⁾。

このほか、開城工業団地製品については、同工団で生産が予定される 232 品目のうち、各国が選ぶ 100 品目が韓国産として原産地認定されることになった。

譲許内容を概観すると、自動車、鉄鋼などの韓国の主力商品でありかつ関心品目の ASEAN における関税が撤廃されることになっていて、韓国から ASEAN への輸出増加が期待された。また、電子製品、化学製品、半導体、通信機器製品などにおいても輸出増加が期待されていた。一方、韓国の譲許内容をみると、早期に関税を撤廃するノーマルトラックに 4742 品目（品目数基準 90.8%、輸入額基準で 91.5%）が置かれた。工業製品ではノーマルトラック品目が 96.6% を占めたが、農産物、水産物、林産物では品目数基準でノーマルトラック品目の割合が 60% 内外にとどまった。そのうち、水産物と林産物では輸入額で見たノーマルトラック品目の比率が 38%、25% にとどまった。200 に限定された超敏感品目は農産物、水産物、林産物に割り当てられ、それぞれ輸入額基準で 32.8%、56.7%、32.6% をカバーした。こうして、韓国が開放を嫌う敏感品目の多くは保護された。除外品目は 40 品目で、具体的にはコメ、豚肉、鶏肉、ニンニク、タマネギ、唐辛子と大部分の果実類、主要な活魚・冷凍魚類が除外対象となった⁽¹²⁾。

韓 ASEAN FTA は発効後 1 年余りを経過したが、この間の貿易量の伸びは目覚ましいものがある（表 11）。

特に、韓国の対 ASEAN 輸出の伸びは著しく、貿易収支の改善も著しい。

表 11 対 ASEAN 貿易総括

	貿易額 (100 万ドル)			
	輸出	輸入	貿易総額	貿易収支
2006 年	32,066	29,743	61,809	2,323
2008 年	49,283	40,917	90,200	8,365
伸び (2008/2006 年, 倍)	1.80	1.57	1.46	
韓国の対世界貿易の伸び (同, 倍)	1.48	1.67	1.35	貿易黒字
韓国での ASEAN のランク (位)	3	4	4	第 4 位
ASEAN での韓国のランク (位)	5	6	6	

(注) 商品協定は 2007 年 6 月 1 日以降, 各締約国が順次履行を開始。

(出所) 表 1 におなじ。

表 12 ASEAN への主要輸出品目

HS4 ケタ	品目名	輸出額 (1,000 ドル)		
		2006 年	2008 年	増分
2710	石油製品	3,727,012	9,977,604	6,250,592
3902	ポリプロピレン等	217,425	443,285	225,860
4002	合成ゴム	156,566	409,133	252,567
6006	その他メリヤス編み物	446,479	735,550	289,071
7208	鉄鋼広幅熱間フラットロール製品	230,473	861,198	630,725
7209	鉄鋼広幅冷間フラットロール製品	239,348	584,168	344,820
7210	鉄鋼細幅フラットロール製品	533,703	820,374	286,671
8419	加熱等器具	97,851	330,032	232,181
8471	コンピューター	495,558	261,590	-233,968
8473	コンピューター等部分品	986,729	545,353	-441,376
8517	電話機	61,186	1,366,595	1,305,409
8525	無線通信機器	1,438,495	20,999	-1,417,496
8528	テレビ	69,771	306,116	236,345
8542	電子集積回路	6,062,944	5,757,595	-305,349
8708	自動車部品	221,585	510,728	289,143
8901	船舶	1,277,021	4,284,957	3,007,936
8905	特殊船舶	34,715	547,815	513,100
9013	液晶デバイス	331,924	866,230	534,306

(注) 携帯電話は 2006 年には無線通信機器 (8525) に分類されていたが, 2007 年以降は電話機 (8517) に分類。

(出所) 表 2 におなじ。

表12は韓ASEAN FTA発効前後における韓国の対ASEAN輸出を主要品目についてまとめたものである。これによると、コンピューター関連の品目や半導体（電子集積回路）などの実績は不振であり、電話機（8517）の実績も良好であるように示されているが、これは2007年のHS品目分類変更に伴うもので、無線通信機器（8525）の減少とほぼ相殺される。それでも、第2節で見たようなシンガポール向けを中心とする船舶輸出の好調が目を引き、他、FTA発効前に輸出増加を期待されていた品目の多くが輸出を伸ばしていることが同表からわかる。ポリプロピレンなど化学製品の一部や、鉄鋼製品、およびテレビ、液晶デバイスなどの電子製品での増加がみられている。

輸入をみると、この地域の特性を反映して、エネルギー、原材料品目が主要なものとして並んでいる（表13）。2008年にはこれら品目の世界的な価格高騰のため、輸入額が急増している。同表の中のイモ類輸入に対する

表13 ASEANからの主要輸入品目

HS4 ケタ	品目名	輸入額（1,000ドル）			最恵国 実行関税 (単純平均, %)	韓ASEAN FTA 税率 (単純平均, %)
		2006年	2008年	増分		
0714	イモ類*	31,339	200,617	169,278	437.2	296.5
2701	石炭	974,070	2,246,670	1,272,600	0.3	0.0
2709	原油	3,572,609	4,633,598	1,060,989	1.2	0.0
2710	石油製品	841,066	1,905,481	1,064,415	4.8	1.0
2711	天然ガス	5,262,232	6,822,433	1,560,201	3.2	0.0
4001	天然ゴム	728,713	996,032	267,319	0.4	0.0
7403	銅、銅合金	221,165	677,067	455,902	4.8	0.0
7501	ニッケル		280,217	280,217	0.8	0.0
8001	錫	147,851	312,855	165,004	3.0	0.0
8443	プリンター	22,807	223,908	201,101	4.2	0.0
8517	電話機	338,462	836,064	497,602	0.6	0.0
8542	電子集積回路	5,571,994	7,783,196	2,211,202	0.0	0.0

(注) *数量のほとんどは飼料用などのキャッサバ。表所掲の高率の関税は、割り当て外数量に対するもの。2008年のキャッサバの関税割り当て数量は計110万トンで、原材料価格高騰に対処するための緊急関税割り当て措置により、同年の割り当て内数量に対する税率はゼロ。

(出所) 表2におなじ。

税率が非常な高率であるが、これは割り当て数量を超過した分に対するものである。2008年の酒精用・飼料用などのキャッサバの関税割り当て数量は計110万トンで、原材料価格高騰に対処するための緊急関税割り当て措置により、同年の割り当て内数量に対する税率はゼロであった。韓ASEAN FTAにおける関税譲許が全体としては必ずしも高い水準とはいえない中、韓国が必要とするこれら主要品目については同FTAに伴う特惠税率がほとんどの場合ゼロにまで下がっているのは注目される。一方、韓国とASEANのあいだの活発な分業関係を反映して、半導体（電子集積回路）、電話機、プリンターなどの品目もみえる。これら品目の詳細を調べてみると金額の多いのは部分品であることが多い。いずれも中間財として韓国に輸入され、韓国での最終製品組立に用いられる場合が多いものと推測される。

おわりに

本章では既に発効している韓国のFTAについて見てみた。これまでに発効した諸FTAはその後の本格的交渉に備える予行演習的な位置付けがされることが多く、交渉技法の習得や締結先の地理的分布の広がりなど、経済外的な側面に注目される場合が多かった。

しかし、FTA締結後の貿易動向をみると、ほとんどの場合高いペースで貿易が増加していることが分かり、次第にこれらFTAの経済的メリットにも注目が集まるようになってきている。ただ、すべてのケースで韓国側の収支改善が見られたわけではないし、関税減免の状況から予想されるのとは別の方向での貿易量の変化が見られた韓シンガポールFTAのようなケースもあり、一般論としての効果を論じるには時期尚早といえる。

韓チリFTAは韓国最初のFTAであるが、批准過程でもたつきぶりからFTA交渉過程における国内調整の不足が露呈された。このFTAの後、FTA締結に伴う国内交渉の重要性が認識されるに至り、その意味では韓国が学ぶものが多かったFTAとはいえる。経済的には、発効から5年を

経て自動車輸出が大幅に伸びるなど予想外の成果を収めている。心配された農産物輸入増加による国内市場かく乱も特段なく、手堅い成功を収めたケースといえよう。

シンガポールおよびASEAN との間ではFTA 締結後に韓国の黒字が急増しているが、これがFTA によるのかはまだ判断できない。2007～2008年にかけて急増した船舶需要がこれらの動きの背後の要因として作用している可能性はある。それでも、FTA 締結後の貿易増大は事実であり、韓国としてはひとまずFTA と関連付けて歓迎している。

EFTA との間では韓国側の赤字が増えている。FTA の効果については今後の検証が待たれる。

〔注〕

- (1) 本章以後における各FTA の評価に当たっては、原則として輸出や貿易黒字の増加など、FTA の静態的かつ短期的な効果（例えば関税引き下げの効果）の発現をもって成果があったものとみなした。韓国におけるFTA の評価に関する論調もこれと同様である。FTA の成果とは本来多様なものであり、とりわけ長期に現れる動態的效果（資本蓄積促進効果や市場拡大、競争促進、技術拡散や制度革新による生産性効果など）は重要である。しかし、第1章でも述べたとおり、動態的效果は事後においても測定が難しく、FTA の評価というときには静態的效果に注目せざるを得ない事情があることに留意する必要がある。
- (2) 国会統一外交通商委員会における12月26日の韓チリFTA 批准同意案採決では、起立採決で可決が宣布された。賛否の数が一部では「賛成11人、反対7人」、また一方では「賛成12人、反対8人」などと分かれており、国会統外通委関係者らは「正確な賛否数は不明」とするなど、議事進行手続きが混乱した。
- (3) 韓EFTA FTA にはヒテンシュタインとの個別の農産物関税に関する協定は含まれていないが、「スイスとヒテンシュタイン共和国間の1923年3月29日関税同盟条約」によってスイスと韓国との間の協定が自動的に適用される。
- (4) 韓国外交通商部自由貿易協定ホームページ。（<http://www.fta.go.kr>, 2009年2月12日アクセス）
- (5) ASEAN にとってのFTA は投資誘致のためのものであり、貿易と投資が優先順位付けにおいて対立した場合には投資を優先させるものと思われる。三つの交渉のうち最も後まで交渉が続けられたのは投資協定であった。高安 [2004] を参照。
- (6) 一括合意の方式によらず、分野別に漸進的な合意形成を行うことや、締結国の事情によって履行時期をまちまちにするなどの韓ASEAN FTA の特徴は、ASEAN が拘束的あるいは強制的な取り決めを避ける傾向が強いことと密接な関係がある。
- (7) 韓国は発効後ノーマルトラック品目の70%以上を即時関税撤廃、ASEAN6 は50%以上の品目の関税率を5%以下に削減する。その後韓国は2008年初までに95%以上、

ASEAN6 は 2009 年初までに 90%以上の品目について関税を撤廃する。ASEAN6 については 2010 年時点で 5%の未撤廃品目が認められるが、2012 年初までに関税撤廃する。

- (8) さらに韓国の場合は金額で 10%以下、ASEAN6 の場合は金額で 25%以下との制限が付される。
- (9) 韓国と ASEAN6 についてはさらに金額ベース 3%以下との制限が付される。
- (10) 韓シンガポール FTA との競合について、韓 ASEAN FTA の第 18 条は、「この協定に基づいて取られたいかなる措置も既存の協定上の当事国の権利・義務に影響を与えない」としており、韓 ASEAN FTA の存在によって韓シンガポール FTA の効力が無効になることはないことが明示されている。
- (11) 韓国関税庁は FTA ポータルサイト (<http://fta.customs.go.kr/>) において、FTA の積極的な活用を提案する「FTA ビジネスモデル」という広報ページを掲載し、FTA 関税特恵活用モデル、原産地決定活用モデル（累積規定など）、品目分類活用モデルなど、多様な活用方法を紹介している。本文中の累積規定に関する説明はここでの説明によるところが大きい。
- (12) 韓 ASEAN FTA の商品協定は韓国外交通商部ホームページで 2006 年 10 月 20 日以降公開されている。各国の譲許内容の詳細は協定を参照されたい。(http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/kor_asean_1.asp?country_idx=14, 2009 年 2 月 10 日アクセス)

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

高安健一 [2004] 「外交政策と自由貿易協定 (FTA)」, 『アジア・マンスリー』1 月号, 日本総合研究所。

〈韓国語文献〉

関税庁 [2006] 「輸入統計で見る FTA 発効効果」(11 月 17 日報道資料)。
外交通商部 [2005] 『2005 年外交白書』。